

品質管理基準及び規格値

		(令和6年4月版)					(令和8年4月版)					下線部(赤線): 変更箇所	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	備考	試験設備	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・相違	備考	試験設備
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	必須	塩化物含量試験	コンクリートの塩化物含有率(塩化物当量)は、仕様の規定値以下とする。	コンクリートの打設が午前5時以降に実施される場合は、午前5時以降コンクリート打設が行われ、その試験結果は塩化物含量の規格値の1/2以下の場合は、午前5時以降を評価することができる。(1)試験の測定結果は、3回の試験の試験結果の平均値とする。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	塩化物含量試験	コンクリートの塩化物含有率(塩化物当量)は、仕様の規定値以下とする。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	コンクリートの打設が午前5時以降に実施される場合は、午前5時以降コンクリート打設が行われ、その試験結果は塩化物含量の規格値の1/2以下の場合は、午前5時以降を評価することができる。(1)試験の測定結果は、3回の試験の試験結果の平均値とする。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(塩化物当量測定器)
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 JIS A 1118 JIS C 501-2019	3回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以下であること。 (1回の試験結果は、3回の試験結果の試験結果の平均値)	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 JIS A 1118 JIS C 501-2019	3回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以下であること。 (1回の試験結果は、3回の試験結果の試験結果の平均値)	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(圧縮試験機)	
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	必須	既付コンクリートの初期弾性係数(圧縮弾性係数)	JIS C-504-2019 JIS C-506-2019	1日強度で50N/mm ² 以上 引張き方向による既付コンクリートの初期弾性係数試験方法	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	既付コンクリートの初期弾性係数試験	JIS C-504-2019 JIS C-506-2019	1日強度で50N/mm ² 以上 引張き方向による既付コンクリートの初期弾性係数試験方法	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(圧縮試験機)	
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	その他	スランピング試験	JIS A 1101	スランピング量は180mm未満・許容差±2.5cm	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	スランピング試験	JIS A 1101	スランピング量は180mm未満・許容差±2.5cm	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(スランピング試験機)	
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	その他	空気含量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	空気含量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(空気含量測定器)	
3-1	既付コンクリート (OATD)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(圧縮試験機)	
3-2	ロックボルト (OATD)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	目視・手触り検査	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	外観検査 (ロックボルト)	目視・手触り検査	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(目視・手触り検査)	
3-2	ロックボルト (OATD)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(圧縮試験機)	
3-2	ロックボルト (OATD)	施工	必須	モルタルのフューリング試験	JIS R 5201	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	モルタルのフューリング試験	JIS R 5201	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(フューリング試験機)	
3-2	ロックボルト (OATD)	施工	必須	ロックボルトの引張き試験	引張き試験	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	ロックボルトの引張き試験	引張き試験	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(引張試験機)	
3-3	路上再生舗装工	材料	必須	配合率・試験値	目視・計測	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	配合率・試験値	目視・計測	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(計測器具)	
3-3	路上再生舗装工	材料	必須	上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(含水比試験機)	
3-3	路上再生舗装工	材料	必須	上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	液性限界PI: 9以下	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	液性限界PI: 9以下	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(液性限界・塑性限界試験機)	
3-3	路上再生舗装工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	セメントの物理試験	JIS R 5201	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(物理試験機)	
3-3	路上再生舗装工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(化学分析装置)	
3-3	路上再生舗装工	施工	必須	現場強度の測定	目視・計測	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	現場強度の測定	目視・計測	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(計測器具)	
3-3	路上再生舗装工	施工	必須	上の軸圧縮試験	JIS A 1133	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	上の軸圧縮試験	JIS A 1133	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(軸圧縮試験機)	
3-3	路上再生舗装工	施工	必須	上の軸圧縮試験	JIS A 1133	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	上の軸圧縮試験	JIS A 1133	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(軸圧縮試験機)	
3-3	路上再生舗装工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(含水比試験機)	
3-4	路上再生舗装工	材料	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-402-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	試験設備(圧縮試験機)	

品質管理基準及び規格値

		(令和6年4月版)					(令和8年4月版)					下流部(表層):重要箇所		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績報告による確認	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績報告による確認
3-4路上表層再生工	材料	必須	アスファルトの酸化率	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	アスファルトの酸化率	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
3-4路上表層再生工	材料	必須	高圧表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 観測 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	高圧表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 観測 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
3-4路上表層再生工	材料	必須	高圧表層混合物の最大圧縮率試験	舗装調査・試験法 観測 [3]-209		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	高圧表層混合物の最大圧縮率試験	舗装調査・試験法 観測 [3]-209		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
3-4路上表層再生工	材料	必須	高圧表層混合物のアスファルト抽出後分析試験	舗装調査・試験法 観測 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	高圧表層混合物のアスファルト抽出後分析試験	舗装調査・試験法 観測 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
3-4路上表層再生工	材料	必須	高圧表層混合物のふんばり分け試験	舗装調査・試験法 観測 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	高圧表層混合物のふんばり分け試験	舗装調査・試験法 観測 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
3-4路上表層再生工	材料	必須	低層アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。		当初及び材料の変化時		○	低層アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。		当初及び材料の変化時		○
3-4路上表層再生工	施工	必須	縦断密度の測定	舗装調査・試験法 観測 [3]-218	縦断密度の96%以上 10 98%以上 13 98.3%以上	縦断密度の測定	・縦断密度は、縦断の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ縦断値について以下を満足するものとする。 ・縦断密度は、10tの測定値の平均値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値の平均値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値が10t規格値を満足するものとする。 ・1t基準あたり3,000tを超え、かつ10t基準を10,000t以下を1tごとに、1tずつあたり10t以下で測定する。 【例】 3,001~10,000.2: 10t 10,000.2以上の場合は、10,000.2に10tを加え、測定値の平均値となるよう設定すること。 例として、10,000.2の場合: 6,000.2/10t毎に10t、合計60t。 なお、1t基準あたり3,000t以下の場合は(縦断工事全体の)は、1t基準あたり10t以上で測定する。	○	縦断密度の測定	舗装調査・試験法 観測 [3]-218	縦断密度の96%以上 10 98%以上 13 98.3%以上	縦断密度の測定	・縦断密度は、縦断の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ縦断値について以下を満足するものとする。 ・縦断密度は、10tの測定値の平均値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値の平均値が10t規格値を満足するものとする。また、10tの測定値が10t規格値を満足するものとする。 ・1t基準あたり3,000tを超え、かつ10t基準を10,000t以下を1tごとに、1tずつあたり10t以下で測定する。 【例】 3,001~10,000.2: 10t 10,000.2以上の場合は、10,000.2に10tを加え、測定値の平均値となるよう設定すること。 例として、10,000.2の場合: 6,000.2/10t毎に10t、合計60t。 なお、1t基準あたり3,000t以下の場合は(縦断工事全体の)は、1t基準あたり10t以上で測定する。	○
3-4路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	10℃以上	毎時	縦断値の記録は、1日1回(午前・午後各2回)		温度測定	温度計による。	10℃以上	毎時	縦断値の記録は、1日1回(午前・午後各2回)	
3-4路上表層再生工	施工	必須	かさばり深さ	「舗装再生機使用」に準じる。	0.7cm以内	1,000㎡毎			かさばり深さ	「舗装再生機使用」に準じる。	0.7cm以内	1,000㎡毎		
3-4路上表層再生工	施工	その他	粒度 (2.36mm以下)	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	2.36mm以下: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		粒度 (2.36mm以下)	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	2.36mm以下: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
3-4路上表層再生工	施工	その他	粒度 (7.5mm以下)	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	7.5mm以下: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		粒度 (7.5mm以下)	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	7.5mm以下: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
3-4路上表層再生工	施工	その他	アスファルト集出後粒度分析試験	舗装調査・試験法 観測 [4]-318	アスファルト量: ±9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		アスファルト集出後粒度分析試験	舗装調査・試験法 観測 [4]-318	アスファルト量: ±9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
3-5排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふんばり分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	骨材中の上・中・小規模以上の工事: 施工前、材料受検時 小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○	骨材のふんばり分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	骨材中の上・中・小規模以上の工事: 施工前、材料受検時 小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○
3-5排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	吸水・吸水、飽和スウェー(S3) 表観比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下	骨材の密度及び吸水率試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	吸水・吸水、飽和スウェー(S3) 表観比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下	骨材の密度及び吸水率試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○
3-5排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土含量の試験	JIS A 1137	粘土含量: 0.25%以下	骨材中の粘土含量の試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○	骨材中の粘土含量の試験	JIS A 1137	粘土含量: 0.25%以下	骨材中の粘土含量の試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○
3-5排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の形状試験	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	縦長、あるいは扁平率右方: 10%以下	骨材の形状試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○	骨材の形状試験	舗装調査・試験法 観測 [2]-16	縦長、あるいは扁平率右方: 10%以下	骨材の形状試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○
3-5排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	アスファルト舗装(圧入型)の粒度試験	JIS A 5088	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	骨材の形状試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○	アスファルト舗装(圧入型)の粒度試験	JIS A 5088	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	骨材の形状試験	・中規模以上の工事とは、管理区を単位として管理可能な工事でない。舗装施工便覧に10,000tあるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が継続する場合は、以下のいずれかに該当するものとする。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上、1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについては小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100t以上のもの	○

